

議 第 2 号 議 案

富士見市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を改正する条例を制定したいので、別紙のとおり、地方自治法第109条及び富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成29年3月2日提出

富士見市議会議長 津 波 信 子 様

提出者 富士見市議会運営委員会委員長 関 野 兼太郎

提 案 理 由

会派が交付を受けた政務活動費に対し、生じた利子の取り扱いを規定する理由から、富士見市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、この案を提出します。

富士見市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

富士見市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「富士見市議会議員」を「議員」に改める。

第3条第1項中「対する」を「対して交付する」に、「を交付する」を「とする」に改める。

第7条第1項を次のように改める。

政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、別記様式により、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、支出に係る領収書その他当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）を当該収支報告書に添付して議長に提出しなければならない。

第8条に次の1項を加える。

- 2 会派が交付を受けた政務活動費を預金し、又は貯金したことにより生じた利子は市に帰属するものとし、会派はその年度において受けた利子の総額を市に納付しなければならない。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第7条関係）

年 月 日

富士見市議会議長 様

会 派 名

経理責任者名

⑩

年度政務活動費収支報告について

富士見市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項又は第3項の規定に基づき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務活動費収支報告書

会派名

1 収 入

政務活動費

円

2 支 出

単位 (円)

項 目	金 額	備 考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
合 計		

備考

- 1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。
- 2 図書を購入した場合は、領収書等に図書名を記載すること。
- 3 添付書類 政務活動費の支出に係る領収書等の原本
- 4 残 額 円
- 5 預金 (貯金) 利子 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の富士見市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費であって、この条例の施行の日の属する月前の月分までのものの交付については、なお従前の例による。